

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	2026年4月1日提出
<b>【発行者名】</b>	アセットマネジメントOne株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役社長 杉原 規之
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	積木 利浩
<b>【電話番号】</b>	03-6774-5100
<b>【届出の対象とした募集(売 出)内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】</b>	たわらノーロード 読売333
<b>【届出の対象とした募集(売 出)内国投資信託受益証券 の金額】</b>	当初自己設定:3億円を上限とします。 継続申込期間:2兆円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

**1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

2026年3月16日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、信託報酬等の記載を変更するため、また関係情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

**2【訂正の内容】**

\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(略)

・属性区分定義

(略)

(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会<sup>\*</sup>のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

(略)

\* 一般社団法人投資信託協会の名称は、2026年4月1日付で「一般社団法人資産運用業協会」へ変更される予定です（以下同じ。）。

<訂正後>

(略)

・属性区分定義

(略)

(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) でご覧いただけます。

(略)

##### (2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

2026年4月1日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始（予定）

<訂正後>

2026年4月1日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

##### (3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(略)

委託会社の概況

(略)

大株主の状況

(2025年12月30日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 <sup>1</sup>	70.0% <sup>2</sup>
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% <sup>2</sup>

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

<訂正後>

(略)

委託会社の概況

(略)

大株主の状況

(2026年4月1日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 <sup>1</sup>	70.0% <sup>2</sup>
株式会社第一ライフグループ	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% <sup>2</sup>

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、株式会社第一ライフグループ49.0%

## 2【投資方針】

### (2)【投資対象】

<訂正前>

(略)

(参考)当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

(略)

主な投資制限	<p>株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p><u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
--------	---

(略)

<訂正後>

(略)

(参考)当ファンドが投資対象とするマザーファンドの概要

(略)

主な投資制限	<p>株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p><u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
--------	---

(略)

## (5) 【投資制限】

&lt;訂正前&gt;

(略)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

(略)

デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第26条）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(略)

&lt;訂正後&gt;

(略)

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

(略)

デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第26条）

デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(略)

## 4【手数料等及び税金】

## (3)【信託報酬等】

&lt;訂正前&gt;

以下により計算される と の合計額とします。

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.14278%（税抜0.1298%）以内の率<sup>\*</sup>を乗じて得た額  
\* 2026年4月1日現在は、年率0.14278%（税抜0.1298%）になります。配分は以下の通りです。

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.0549%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.0549%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.0200%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

(略)

&lt;訂正後&gt;

以下により計算される と の合計額とします。

ただし、により計算される額（税抜）とにより計算される額（税抜）の合計額は、各計算期間においてファンドの純資産総額に対して年率0.5%（税抜）を乗じて得た額を超えないものとします。

ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.14278%（税抜0.1298%）以内の率<sup>\*</sup>を乗じて得た額  
\* 2026年4月1日現在は、年率0.14278%（税抜0.1298%）になります。配分は以下の通りです。

支払先	内訳（税抜）	主な役務
委託会社	年率0.0549%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	年率0.0549%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.0200%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

(略)

## 5【運用状況】

&lt;訂正前&gt;

ファンドは、2026年4月1日から運用を開始する予定であるため有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。

(略)

&lt;訂正後&gt;

ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。

(略)

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### <訂正前>

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(略)

##### <訂正後>

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(略)

## 第3【ファンドの経理状況】

##### <訂正前>

ファンドの運用は、2026年4月1日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。

(略)

##### <訂正後>

ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。

(略)